

議案第 8 号

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部改正に伴い、医療費等の助成方
法を変更するほか、所要の規定の整備を行うため、君津市ひとり親家庭等の医療費等の助
成に関する条例（平成 8 年君津市条例第 2 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例（平成8年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「医療費、調剤費、診療報酬証明手数料及び調剤報酬証明手数料の一部について助成金（以下「医療費等助成金」という。）を支給する」を「医療に要する費用及び診療・調剤報酬明細書に係る証明手数料（以下「医療費等」という。）の全部又は一部を助成する」に改める。

第2条第3項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者

第2条に次の1項を加える。

4 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第3条の見出しを「（助成資格者）」に改め、同条第1項中「医療費等助成金の支給対象者」を「医療費等の助成を受けることができる者」に、「受給資格者」を「助成資格者」に、「規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）」を「社会保険各法」に改め、同条第2項中「受給資格者」を「助成資格者」に改める。

第4条の見出し中「支給」を「助成」に改め、同条第1項中「医療費等助成金」を「医療費等の助成」に、「受給資格者等」を「助成資格者等」に、「支給しない」を「行わな

い」に改め、同項第1号中「9月」を「10月」に、「受給資格者」を「助成資格者」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

市長は、助成資格者の医療に要する費用の額（社会保険各法その他の法令による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額をいう。）から次に掲げる額を控除して得た額を助成する。

- (1) 保険給付額
- (2) 保険者が給付する付加給付額
- (3) 国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額
- (4) 第三者から行われる賠償額及び補填額
- (5) 市町村民税所得割課税世帯の助成資格者が負担する額（入院については1日につき、通院については1回につき300円）

第5条第2項中「受給資格者」を「市長は、助成資格者」に、「病院等」を「保険医療機関等」に、「診療報酬明細書又は調剤報酬明細書」を「診療・調剤報酬明細書」に、「規則で定める範囲において医療費等助成金を支給する」を「当該費用を助成する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、診療・調剤報酬明細書1件について200円を超えるときは、200円とする。

第6条を次のように改める。

（助成の方法）

第6条 医療費等の助成を受けようとする助成資格者は、市長が指定する保険医療機関等（以下この条において「指定保険医療機関等」という。）において医療を受けるときは、あらかじめ規則で定めるところにより助成資格の登録を申請し、受給券の交付を受け、社会保険各法に規定する被保険者証、組合員証等（次条第2号において「保険証」という。）とともに、指定保険医療機関等に提示するものとする。

- 2 市長は、助成資格者が前項の規定により指定保険医療機関等から医療を受けたときは、当該助成資格者に助成すべき額を当該指定保険医療機関等に支払うものとする。
- 3 前項の規定により指定保険医療機関等に支払がなされたときは、助成資格者に対し医療費等の助成を行ったものとみなす。
- 4 助成資格者は、次の各号のいずれかの事由により保険医療機関等に対し医療費等を支

払った場合において、医療費等の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(1) 指定保険医療機関等に受給券を提示しないで医療を受けたとき。

(2) 指定保険医療機関等以外の保険医療機関等において医療を受けたとき。

5 前項の規定による医療費等の助成を受ける権利は、助成資格者が保険医療機関等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは、時効によって消滅する。

第7条中「受給資格者は」を「助成資格者は」に、「事項に変更が生じたときは」を「場合には」に改め、「その旨を」を削り、同条第3号中「受給資格者」を「助成資格者」に改める。

第8条中「受給資格者」を「助成資格者」に、「医療費等助成金」を「医療費等の助成」に改める。

第9条中「医療費等助成金」を「医療費等の助成」に、「受給資格者」を「助成資格者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定による受給券の交付その他改正後の条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に病院等で受けた診療等に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ひとり親家庭の父母及びその児童等に対し、<u>医療に要する費用及び診療・調剤報酬明細書に係る証明手数料（以下「医療費等」という。）の全部又は一部を助成する</u>ことにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「ひとり親家庭」とは、児童の父若しくは母であって次の各号のいずれかに該当するものがその児童を監護する家庭又は児童に父母がないか若しくは児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童の父母以外の者であって次の各号のいずれかに該当するものが当該児童を養育する家庭をいう。</p> <p>(1) ～(4) 省略</p> <p><u>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p>4 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。</p> <p><u>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）</u></p> <p><u>(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）</u></p> <p><u>(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ひとり親家庭の父母及びその児童等に対し、<u>医療費、調剤費、診療報酬証明手数料及び調剤報酬証明手数料の一部について助成金（以下「医療費等助成金」という。）を支給する</u>ことにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「ひとり親家庭」とは、児童の父若しくは母であって次の各号のいずれかに該当するものがその児童を監護する家庭又は児童に父母がないか若しくは児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童の父母以外の者であって次の各号のいずれかに該当するものが当該児童を養育する家庭をいう。</p> <p>(1) ～(4) 省略</p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p>

- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- （助成資格者）

第3条 医療費等の助成を受けることができる者（以下「助成資格者」という。）は、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者で、社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ～(3) 省略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成資格者としない。

(1) ～(3) 省略

（助成の制限）

第4条 医療費等の助成は、助成資格者等の所得が次の各号のいずれかに該当するとき（規則で定める場合を除く。）は、行わない。

(1) ひとり親家庭の父母等（第2条第3項各号に該当しない養育者を含む。次号において同じ。）の前年の所得（1月から10月までに申請する助成資格者については、前々年の所得。以下同じ。）が規則で定める額以上であるとき。

(2) 省略

2 省略

（助成の範囲）

第5条 市長は、助成資格者の医療に要する費用の額（社会保険各法

（受給資格者）

第3条 医療費等助成金の支給対象者（以下「受給資格者」という。）は、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者で、規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員又は被扶養者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ～(3) 省略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。

(1) ～(3) 省略

（支給の制限）

第4条 医療費等助成金は、受給資格者等の所得が次の各号のいずれかに該当するとき（規則で定める場合を除く。）は、支給しない。

(1) ひとり親家庭の父母等（第2条第3項各号に該当しない養育者を含む。次号において同じ。）の前年の所得（1月から9月までに申請する受給資格者については、前々年の所得。以下同じ。）が規則で定める額以上であるとき。

(2) 省略

2 省略

（助成の範囲）

第5条 医療費等助成金の額は、受給資格者が保険診療又は保険調剤

その他の法令による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額をいう。) から次に掲げる額を控除して得た額を助成する。

(1) 保険給付額

(2) 保険者が給付する付加給付額

(3) 国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額

(4) 第三者から行われる賠償額及び補填額

(5) 市町村民税所得割課税世帯の助成資格者が負担する額 (入院については1日につき、通院については1回につき300円)

2 市長は、助成資格者が保険医療機関又は保険薬局 (以下「保険医療機関等」という。) で診療・調剤報酬明細書 _____ に係る証明手数料を支払った場合は、当該費用を助成する _____。ただし、診療・調剤報酬明細書1件について200円を超えるときは、200円とする。

(助成の方法)

第6条 医療費等の助成を受けようとする助成資格者は、市長が指定する保険医療機関等 (以下この条において「指定保険医療機関等」という。) において医療を受けるときは、あらかじめ規則で定めるところにより助成資格の登録を申請し、受給券の交付を受け、社会保険各法に規定する被保険者証、組合員証等 (次条第2号において「保険証」という。) とともに、指定保険医療機関等に提示するものとする。

2 市長は、助成資格者が前項の規定により指定保険医療機関等から医療を受けたときは、当該助成資格者に助成すべき額を当該指定保険医療機関等に支払うものとする。

3 前項の規定により指定保険医療機関等に支払がなされたときは、助成資格者に対し医療費等の助成を行ったものとみなす。

4 助成資格者は、次の各号のいずれかの事由により保険医療機関等

の給付を受けた場合に規則で定める社会保険各法の規定により受給資格者が負担すべき額から規則で定める額を控除して得た額とする。

2 受給資格者 _____ が保険医療機関又は保険薬局 (以下「病院等 _____」という。) で診療報酬明細書又は調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払った場合は、規則で定める範囲において医療費等助成金を支給する。 _____

(助成の申請)

第6条 医療費等助成金を受けようとする受給資格者が病院等で医療等を受けるときは、規則で定めるところにより、君津市ひとり親家庭等医療費等給付申請書の交付を受け、病院等に医療保険証及び当該給付申請書を提示するものとする。

2 医療費等助成金を受けようとする受給資格者は、病院等から君津市ひとり親家庭等医療費等給付申請書に医療費等の給付にかかった証明を受け、当該給付申請書を市長に提出するものとする。

3 医療費等助成金は、受給資格者が病院等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは支給しない。

に対し医療費等を支払った場合において、医療費等の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(1) 指定保険医療機関等に受給券を提示しないで医療を受けたとき。

(2) 指定保険医療機関等以外の保険医療機関等において医療を受けたとき。

5 前項の規定による医療費等の助成を受ける権利は、助成資格者が保険医療機関等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは、時効によって消滅する。

(届出義務)

第7条 助成資格者は、次に掲げる場合には_____、規則で定めるところにより_____速やかに市長に届け出なければならない。

(1) ～(2) 省略

(3) 第3条第1項に規定する助成資格者としての要件を欠いたとき。

(4) 省略

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 助成資格者は、医療費等の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって医療費等の助成を受けたと認める助成資格者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(届出義務)

第7条 受給資格者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところによりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(1) ～(2) 省略

(3) 第3条第1項に規定する受給資格者としての要件を欠いたとき。

(4) 省略

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 受給資格者は、医療費等助成金を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって医療費等助成金を受けたと認める受給資格者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。